

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和6年9月5日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400090号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第2400032号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月頃から平成9年4月1日まで

昭和58年に独立して個人事務所を設立し、平成3年にA社として法人化した。法人設立時から社会保険料その他税金を会計事務所の指示どおりに支払ったが、厚生年金保険の記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が提出した平成4年第3回B市建築文化賞に関する冊子の写しには、平成3年12月に完成した受賞建築物の設計者に、A社の代表取締役として請求者の氏名が記載されている上、閉鎖登記簿謄本によると、同社は平成3年3月28日に会社成立し、請求者が請求期間において代表取締役であったことが確認できることなどから、請求期間において、同社は事業を運営し、請求者は、同社の代表取締役として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者及び請求期間においてA社から給与計算事務等を委託されていた公認会計士事務所は、同社に係る貸金台帳等の資料を保管していない旨回答している上、同社に係る閉鎖事項全部証明書により確認できる破産管財人弁護士が所属する法律事務所の事務担当者も、同社に係る資料は廃棄したため保管していない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入手続及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、自身がA社の預金口座から現金を引き出し、厚生年金保険料を納付した旨主張しているところ、請求者が当時の取引銀行であったとするC銀行(旧D銀行)E支店は、取引履歴の保管期間は10年である旨回答していることから、A社に係る厚生年金保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、A社が平成10年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことは確認できるものの、同記録及び事業所名簿によると、同社が請求期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

加えて、請求者は、個人事務所をA社として法人化した平成3年4月頃に厚生年金保険の適用事業所となり、請求者が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨主張しているが、これらの届出が行われた事実は確認できない。

なお、オンライン記録によると、請求者の平成9年4月分から同年12月分までの期間に係る国民年金保険料が平成11年及び平成12年に納付されていることが確認できるところ、前述の請求者の主張を前提とするならば、当該期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格を平成9年4月に喪失する届出が必要となるが、当該届出が行われた事実も確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。